

# 第1章

## 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の性格

第3節 計画の期間

## 第1節 計画策定の背景

本県は、令和元年（2019年）に国の第3期教育振興基本計画の策定や県総合計画の改定等を踏まえて、「宮崎県教育振興基本計画(令和元年)」を策定し、施策ごとに推進指標を定め、進捗状況の点検・評価を行いながら、着実な計画の推進に取り組んできました。

その結果、幼児期の教育の充実、人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進、安全・安心な教育環境の整備・充実等においては一定の成果が現れてきておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生涯学習の推進や魅力ある多様な教育の振興・支援、文化の振興、学校における働き方改革の推進等においては、推進指標の達成状況等が十分ではなく、今後の本県教育の振興を図る上で更なる取組の充実が求められているところです。

国内においては、これまでも気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差などが、社会の課題として掲げられてきました。さらに、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが、前計画を策定した時点においても指摘されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化など、その指摘が現実のものとなっています。

本県においては、全国平均より早いスピードで高齢化や人口減少が進行しており、約50年後の令和52年（2070年）には、県人口は60万人を下回り、高齢化率も38.7%と高い水準で推移することが予想され、それに伴う就業人口の減少や地域活力の低下が懸念されています。また、全国と同様に、いじめや不登校、ヤングケアラー\*1、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加など、子供の現状は多様化・複雑化しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境も変化しています。

このように先行きが不透明な今後において、誰一人取り残すことのない、多様性と包摂性のある、持続可能な社会を維持・発展する必要があります。そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く人材の育成が不可欠です。また、学校や地域でのつながりや利他性、自己肯定感などの日本社会に根差したウェルビーイング\*2の向上を、教育を通じて図っていくことが求められています。

こうした中、国は、令和5年（2023年）6月、新たに「第4期教育振興基本計画」を策定し、県においても、宮崎県総合計画の策定を行いました。このことを踏まえ、今回、新たに「宮崎県教育振興基本計画（令和5年）」を策定しました。

なお、本計画の策定に当たっては、分かりやすく実効性のある計画となるよう、多くの対象となる方の意見を伺いました。具体的には、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とした「みやぎの教育に関する調査」を実施して、現状の把握に努めるとともに、様々な分野の有識者等で構成する宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催、市町村教育委員会や中・高校生、特別支援学校生、大学生、学校関係者、社会教育\*3関係者等との意見交換等を行い、パブリックコメントを実施して、広く県民の声を集め、その期待に応えられるように努めました。

\*1 ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。  
\*2 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。  
\*3 社会教育：社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義される。

## 第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けます。

## 第3節 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

### 参 考

#### ■ 宮崎県教育振興計画の策定の経緯

##### ① 平成21年（2009年） 既存の基本計画を宮崎県教育振興基本計画と位置付ける

###### 【基本計画】

- 宮崎の教育創造プラン（平成15年策定）
- 宮崎県スポーツ振興基本計画（平成15年策定）
- 宮崎県生涯学習振興ビジョン（平成20年策定）
- 宮崎の就学前教育すくすくプラン（平成18年策定）

##### ② 平成23年（2011年） 「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定

- ・ 4つの基本計画を統合
- ・ 計画期間：平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

##### ※平成27年（2015年） 「第二次宮崎県教育振興基本計画」の改定

- ・ 国は「第2期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、計画を改定
- ・ 適用期間：平成27年度（2015年度）～平成32年度（2020年度）

##### ③ 令和元年（2019年） 「宮崎県教育振興基本計画(令和元年)」の策定

- ・ 国は「第3期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、「第二期宮崎県教育振興基本計画」の終期を繰り上げ、新たに策定
- ・ 計画期間：令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）

##### ④ 令和5年（2023年） 「宮崎県教育振興基本計画(令和5年)」の策定

- ・ 国は「第4期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画の策定を行ったことを踏まえ、新たに策定
- ・ 「みやざき特別支援教育推進プラン」を統合

■ 教育基本法（平成18年12月施行）における教育振興基本計画に関する規定

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■ 国の教育振興基本計画（第4期計画：令和5年度～9年度）

【計画のコンセプト】

① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ Society5.0\*4で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・ 多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・ 主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・ 探究・STEAM教育\*5、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・ グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGs\*6の実現に貢献するESD\*7等を推進
- ・ リカレント教育\*8を通じた高度人材育成

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体

\*4 **Society5.0**：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

\*5 **STEAM教育**：STEM（Science、Technology、Engineering、Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Liberal Arts）を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

[参考：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）]

\*6 **SDGs（Sustainable Development Goals）**：持続可能な開発目標。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

\*7 **ESD（Education for Sustainable Development）**：持続可能な開発のための教育。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

\*8 **リカレント教育**：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。



- ・ 的充実やインクルーシブ教育システム\*9の推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・ 支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE & I\*10）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティ\*11の向上

### ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設\*12の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・ コミュニティ・スクール\*13と地域学校協働活動\*14の一体的推進、家庭教育\*15支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・ 生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

### ④ 教育デジタルトランスフォーメーション\*16（DX\*17）の推進

- ・ GIGAスクール構想\*18、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT\*19活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・ 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・ デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

### ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備

- ・ 指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・ 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等
- ・ NPO\*20・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

出典：中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日）より一部引用

- \*9 インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。
- \*10 DE & I (Diversity, Equity and Inclusion)：「多様性」、「包摂性」、「公平・公正」の各単語の頭文字。
- \*11 アクセシビリティ(Accessibility)：「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」を意味し、利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。
- \*12 社会教育施設：人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。
- \*13 コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。
- \*14 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。
- \*15 家庭教育：家庭において行われる教育であり、教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。
- \*16 教育デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもので、第1段階（電子化）、第2段階（最適化）、第3段階（新たな価値創出）の3段階に分けられる。
- \*17 DX (Digital Transformation)：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
- \*18 GIGAスクール構想：GIGAは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味し、学校における児童生徒1人1台端末と高速通信ネットワークの一体的整備を進める文部科学省の取組のこと。
- \*19 ICT(Information and Communication Technology)：コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。
- \*20 NPO (Non-Profit Organization)：様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

**参 考**

**■ ウェルビーイングの向上について**

**① 日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上**

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

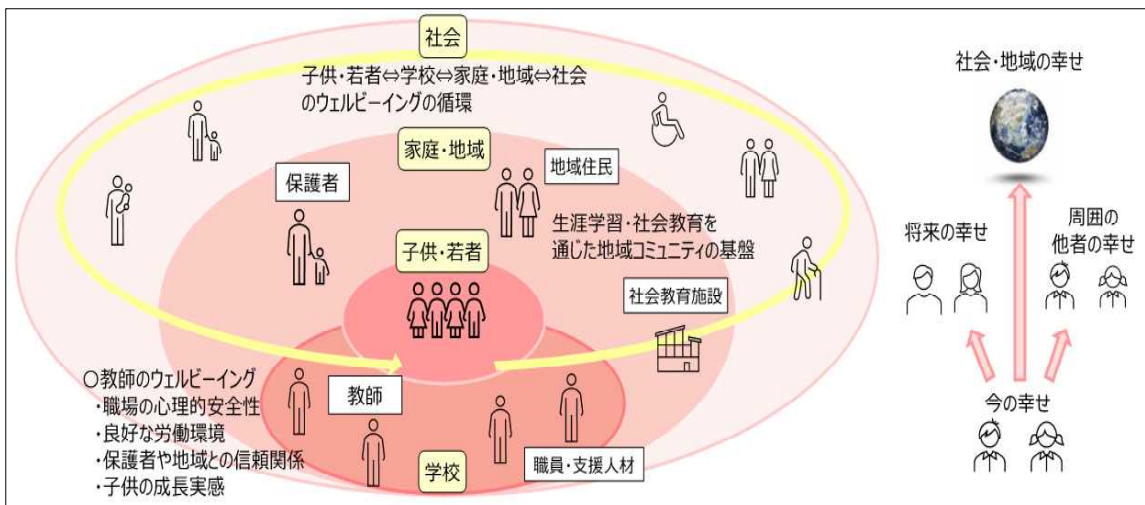


**② 教育とウェルビーイング**

- ・ 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要。
- ・ 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手を図る必要。
- ・ 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成。

**③ 教師とウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング**

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



出典：中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）参考資料・データ集」（令和5年3月8日）より一部引用